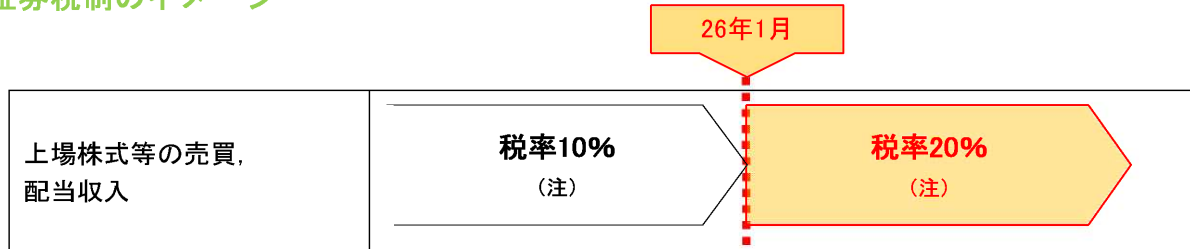


平成25年12月31日まで

## 証券優遇税制が廃止されます

証券優遇税制（個人の上場株式等売買や配当収入の軽減税率10%特例措置）が平成25年末で廃止され、平成26年1月1日以降は税率20%が適用されます。

## 証券税制のイメージ



(注) 平成25年～49年までの各年分の確定申告時は、復興特別所得税を申告・納付することとなりますのでご注意ください（復興特別所得税＝所得税額×2.1%）

※個人で上場株式等をお持ちの方は、取引内容によってはクロス取引（本年中に保有している株式等をいったん売却し、すぐに同じ株式等を買戻す取引）が有利な場合があります。

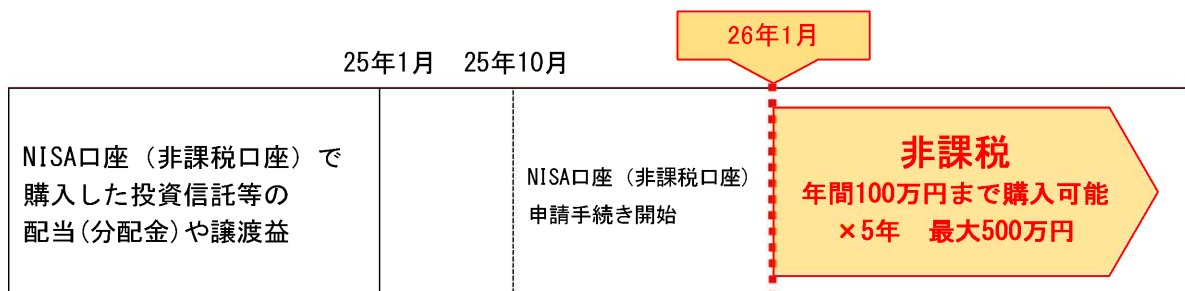
平成26年1月1日から

## 少額投資非課税制度「NISA(ニ-サ)」が始まります

証券優遇税制が25年末で廃止されることに伴い、NISA（少額投資非課税制度）が始まります。

非課税措置の適用を受けるためには、銀行や証券会社等で非課税口座を開設する必要があります。非課税口座の申請手続きは、平成25年10月1日から開始されます。

## 証券税制のイメージ



## 制度の概要

口座開設可能期間	平成26年1月1日から平成35年12月31日までの10年間
非課税投資総額	最大500万円（100万円×5年間）

NISAご利用についてご不明な点がございましたら、岩崎会計までご相談ください。